



予防技術資格者認定証交付式を行いました

令和8年3月10日（火）に大船渡地区消防組合において、予防技術資格者認定証交付式を行いました。

予防技術資格者認定制度とは建築物の大規模化・複雑化・高度化に伴い、火災予防の推進を図ることを目的として、総務省消防庁が定める試験に合格し、かつ実務経験を有する火災予防に関して高度な知識と技術を持った職員を認定する制度です。

予防技術資格者の区分は、「防火査察」「消防用設備等」「危険物」の3区分があり、今年度は、2名の職員がすべての区分の予防技術資格者として認定され、3名の職員が新たに予防技術資格者として認定されました。

消防長からは、「これからも、予防技術資格者として予防業務に対する研鑽を重ね、組織全体の資質向上に尽力し、地域住民の安全確保に繋げてほしい。」との激励がありました。



平成30年度より、職員に対し予防業務への資質向上及び士気高揚を目的とし、予防技術資格者ワッペンを作成し、認定証の交付に併せて、3区分の認定者にブラックワッペン、2区分以上の認定者にゴールドワッペン、1区分の認定者にシルバーワッペンを貸与しています。